

平成三十年七月二十四日受領
答弁第四四五号

内閣衆質一九六第四四五号

平成三十年七月二十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理 森殿

衆議院議員逢坂誠二君提出大規模災害時における死者、行方不明者の氏名の統一的な公開基準の策定に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員逢坂誠二君提出大規模災害時における死者、行方不明者の氏名の統一的な公開基準の策定に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

災害の状況や被災者の事情等はその都度異なるものであり、お尋ねの「氏名の公表」については、各方公共団体が、災害の状況や被災者の事情等に応じ、それぞれの個人情報保護条例等に基づくなどして適切に判断すべきものと考えていることから、政府として統一的な基準を定めることは考えていないが、過去の災害時の事例等の情報提供も含め、必要な助言を行ってまいりたい。